

## ○おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告掲載要領

(令和8年3月1日)

### おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告掲載要領

#### (目的)

第1条 この要領は、小田原市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項、第3条及び第4条の規定に基づき、おだわらこどもの居場所ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) ポータルサイト <http://odawara.kodomoibasho.com/>のドメインで運営するポータルサイトの総称をいう。
- (2) バナー広告 ポータルサイト内に表示される広告画像で、広告主が指定するホームページにリンクするものをいう。

#### (広告の種類)

第3条 ポータルサイトに掲載する広告は、バナー広告とする。

#### (掲載基準)

第4条 ポータルサイトに掲載できるバナー広告及びそのリンク先のホームページの内容は、行政の公共性及び信頼性やこどもの安全などを損なうおそれがないものとし、要綱第2条各号に掲げる広告以外のもの並びに別表第1に掲げる制限事項以外のものとする。

#### (広告の規格)

第5条 広告掲載できる規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル

(2) 形式 G I F 又は J P E G

(3) データ容量 5 K B 以下

(4) 画像表現 静止画（アニメーション不可、透過不可、フラッシュ不可）

（広告の掲載位置及び枠数等）

第 6 条 バナー広告の掲載位置等は、ポータルサイトに支障を及ぼさない範囲で指定する。

2 バナー広告の掲載ページ及び広告枠数は、募集の際に指定するものとする。

（広告の掲載期間）

第 7 条 広告の掲載期間は、原則として、申込を行う年の 5 月 1 日から翌年 4 月 3 0 日までとし、1 年単位とする。

2 5 月 1 日以降に掲載を希望する場合は、申込日により掲載開始日を決定する。掲載終了日は前項に準ずる。

（広告の募集）

第 8 条 バナー広告は、公募により広告主を市が直接募集する。

2 募集を行う場合には、広告掲載場所、募集枠数、募集期間、申し込み期限、広告掲載所属等必要事項を市ホームページに掲載するものとする。

（広告掲載の申し込み）

第 9 条 バナー広告掲載を希望する者は、市におだわらこどもの居場所ポータルサイト 広告掲載申込書（様式第 1 号）（以下「申込書」という。）及びバナー広告画像データ（以下「広告原稿」という。）を提出するものとする。

2 市は、前各項の規定により提出された広告原稿の内容が第 4 条及び第 5 条に抵触すると判断した場合は、申込者に対して修正等を指示することができる。

（広告掲載の審査及び決定）

第 1 0 条 市は、前条の規定によりバナー広告掲載の申し込みを受けた場合は、バナー 広告掲載の可否を決定し、おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告掲載（不掲

載) 決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により、当該広告掲載の申し込みを行った者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。

2 予定枠数を超えて適正な申し込みがあった場合には、要綱第5条の規定に基づき、広告を掲載する優先順位を決定する。

3 広告掲載に関して疑義が生じた場合には、要綱第7条に規定する小田原市広告審査会において審査し、掲載の可否を決定する。

#### (広告掲載料)

第11条 バナー広告の広告掲載料は、類似広告市場価格等を勘案し、市長が決定し、広告主は前条の決定通知書の記載により納付するものとする。

#### (広告掲載の方法)

第12条 市は、第9条の規定により提出された広告原稿を、原則として、広告掲載を開始する日の午前0時から午前9時までの間に掲載するものとする。

2 市は、前項の規定により掲載した広告を、原則として、広告掲載を終了する日の午後5時から午後12時までの間に削除するものとする。

#### (広告内容の変更)

第13条 広告主は、やむを得ない理由がある場合に限り、当該広告の内容を変更することができるものとする。この場合において、変更は、原則として月単位とする。

2 前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合、または、リンク先を変更しようとする場合は、おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告変更申請書(様式第3号)により市に申請しなければならない。

3 第9条及び第10条の規定は、前項の申請について準用する。

#### (広告掲載の取り消し)

第14条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第11条の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき

(2) 広告のリンク先の無断変更、リンク切れ及び広告の内容が第4条及び第5条に

抵触すると市が判断したとき。

(3) その他ポータルサイトへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により取り消した場合において、市は納付済みの掲載料の返還及び損害賠償等一切の責を負わない。

#### (広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告掲載取下届（様式第4号）により市に届け出なければならない。

3 市は、前項の規定により広告の掲載の取り下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

#### (広告掲載料の返還)

第16条 市は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第11条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、市がおだわらこどもの居場所ポータルサイトの運営を一時停止した場合又は広告枠の取り消しをした場合は、その広告掲載料を返還しない。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災地変その他の非常事態が発生した場合

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市は、広告主と協議すること無く、掲載期間の延長により、広告掲載料の返還に代えることができるものとする。

#### (広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行

為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、申込書に記載のリンク先の内容等を変更した場合若しくは当該ページ内のリンク先がこの要領又は当該ホームページ広告に関する定めに合致しない状態となった場合には、直ちに市に報告するとともに、その指示に従わなければならない。
- 4 広告主は、指定したリンク先のホームページが、ウイルス感染又は不正アクセスの被害を受けたことが判明した場合は、直ちに市に報告するものとし、市はこの報告を受けたときは、リンク先のホームページの安全が確認できるまでの間、当該ホームページへのリンクの削除又はリンク先の変更を行うことができるものとする。この場合において、既に納付されている広告掲載料の返還及び損害賠償の一切の責を負わないものとする。

(疑義の決定)

第18条 この要領に疑義があるとき又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(事務の取扱い)

第19条 この要領に定める広告掲載に関する事務は、子ども若者部青少年課において処理するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は小田原市有料広告掲載要綱の規定を適用する。

第21条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

- 1 次のいずれかに該当するホームページ特有の制限事項
  - (1) アクセシビリティへの配慮がされていないもの
  - (2) バナー広告のリンク先から、リンク元ページにブラウザの「戻る」ボタンで戻れないような細工が施されているもの
  - (3) バナー広告のリンク先から、要綱第2条各号に掲げる事項に該当するサイトにリンクされるもの
  - (4) ウイルス感染及び不正アクセスを防止するための措置が不十分なもの
  - (5) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
    - ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン又はテキスト
    - イ アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
    - ウ ラジオボタン（選択ができるような誤解を与えるもの）
    - エ テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
    - オ プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
  - (6) おだわらこどもの居場所ポータルサイトと混同する恐れがあるもの
    - ア おだわらこどもの居場所ポータルサイトと類似の色調及び字体を使用するもの
    - イ 相談や募集案内など、バナーの内容が本市の事業であると錯誤するおそれのあるもの
  - (7) 小田原市ホームページと混同する恐れがあるもの
    - ア 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
    - イ 相談や募集案内など、バナーの内容が本市の事業であると錯誤するおそれのあるもの
  - (8) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）が不十分など、文字が読みとりにくいもの
  - (9) 文字やイラスト等の解像度が低いなど、不鮮明なもの
- 2 前項のほか、広告として不適當であると市長が認めるもの

おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告掲載申込書

小田原市長 様

事業者所在地： \_\_\_\_\_

事業者名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告掲載要領第9条の規定に基づき、広告の掲載について次のとおり申し込みます。なお、申し込みにより次回の同意事項に同意します。

1 バナー広告の内容

(1) 掲載希望期間

令和 年（ 年） 月 日 ～ 令和 年（ 年） 月 日（1年間）

(2) バナー広告のデザイン案

(ア) ファイル形式：□G I F・□J P E G

(イ) ファイル容量： K B

※バナー広告のデザイン（案）は、申込書とともにデータを提出してください。

(3) リンク先ホームページ

(ア) 社 名：

(イ) 業 種：

(ウ) U R L：

(エ) ページ内容：

2 同意事項

- (1) 小田原市有料広告掲載要綱及びおだわらこどもの居場所ポータルサイト広告掲載要領を遵守すること。また、本承諾書提出後にこれらの定めが改定された場合にあっては、その改定後の定めを遵守すること。
- (2) 掲載審査に当たって必要な調査に協力すること。
- (3) おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告掲載要領の規定に基づき行われる指導に従うとともに、指示された事項に速やかに対応すること。
- (4) 広告掲載に疑義が生じた場合は、誠実に協議に応じるとともに、調査対応や必要書類の提出など、必要な措置を講ずること。
- (5) 同意事項に記載された内容を実施するにあたり、発生する費用については全て申込者で負担すること。

3 連絡先

部署・氏名：

電話番号：

電子メール：

おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告掲載(不掲載)決定通知書

様

小田原市長 印

おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告掲載要領第10条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載を承認します。 <input type="checkbox"/> 掲載は認められません。
	掲載を認めない場合の理由
2. 広告掲載期間	令和 年（ 年） 月 日 ～ 令和 年（ 年） 月 日まで
3. 枠数	
4. リンク先	社 名： URL：
5. 広告掲載料	金 円（消費税及び地方消費税を含む） ※納入方法及び納入期限は、納入通知書によるものとする。
6. 広告原稿の 提出方法等	提出方法： 提出期限： 年 月 日

(問い合わせ先)

小田原市子ども若者部青少年課

電 話：

F A X：

メー ル：

おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告変更申請書

小田原市長 様

事業者所在地： \_\_\_\_\_

事業者名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告掲載要領第13条の規定に基づき、広告内容の変更について、次のとおり申し込みます。

1 変更の理由

2 変更内容

(1) バナー広告のデザイン等の変更

デザインの変更	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
ファイル形式	<input type="checkbox"/> G I F <input type="checkbox"/> J P E G / <input type="checkbox"/> 容量 KB
変更デザイン案 (別添可)	

(2) リンク先の変更

デザインの変更	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
社名	
業種	
URL	
ページ内容	

3 連絡先

部署・氏名：

電話番号：

電子メール：

おだわらこどもの居場所ポータルサイト広告掲載取下届

小田原市長 様

事業者所在地： \_\_\_\_\_

事業者名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

年 月 日付広第 号で、おだわらこどもの居場所ポータルサイトへの掲載決定の通知を受けた広告掲載につきましては、次の理由により取り下げたく届け出ます。

**1 取り下げの理由**

**2 連絡先**

部署・氏名：

電話番号：

電子メール：